諮問庁：特許庁長官
諮問日：令和８年６月１５日（令和８年（行情）諮問第８０３号）
答申日：令和８年１１月１１日（令和８年度（行情）答申第７８９号）
事件名：特定職員の留学に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件

答　申　書

第１　審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）３条の規定に基づく開示請求に対し、令和４年１１月１６日付け２０２２１０１８特許６により特許庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

２　審査請求の理由

原処分は、違法かつ不当である。即ち、少なくとも、特定職員の人事記録（甲及び乙）が開示資料に相当するので開示していただきたい。さらに、平成１４年及び平成１５年の出勤簿も開示していただきたい。もし、廃棄されている場合は、廃棄年月日を明確にしていただきたい。

よって、原処分を取り消すべきであるとの決定を求める。

第３　諮問庁の説明の要旨

１　事案の概要

（１）審査請求人は、令和４年１０月１４日付けで、法３条の規定に基づき、処分庁に対し、本件対象文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行い、処分庁は、同月１８日付けでこれを受け付けた。

（２）本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象文書を特定し、法９条２項の規定に基づき、令和４年１１月１６日付けで２０２２１０１８特許６をもって、下記２のとおり、全部を不開示とする決定（原処分）を行った。

（３）原処分に対し、開示請求者である審査請求人は、令和５年２月１５日付けで、諮問庁に対し、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）４条１号の規定に基づき、原処分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行い、諮問庁は、同月２０日付けで本件審査請求を受け付けた。

（４）本件審査請求を受け、諮問庁において、原処分の適法性及び妥当性につき慎重に精査したところ、本件審査請求には理由がないと認められたため、諮問庁による裁決で本件審査請求を棄却することにつき、情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものである。

２　原処分における処分庁の決定及びその理由

処分庁は、本件対象文書のうち（原文ママ）、開示請求時点において保有していないため、不開示とする原処分を行った。

本件対象文書が作成又は取得されていたとしても、その時期は平成１４年前後であると考えられる。そのため、担当部署の、平成１３年度ないし平成１５年度に作成又は取得した文書をつづった行政文書ファイルが登録されている平成１４年度ないし平成１６年度の行政文書ファイル管理簿を確認したところ、本件対象文書を格納している可能性のある行政文書ファイルの存在を確認できたが、当該行政文書ファイルはいずれも保存期間を満了し廃棄されていたため、内容を確認することができなかった。

また、当該部署において、書架、書庫及び共有フォルダ内の探索を行ったが、本件対象文書の存在は確認できなかった。

３　審査請求人の主張についての検討

審査請求人は、原処分に対して、少なくとも特定職員の人事記録（甲及び乙）と平成１４年及び平成１５年の出勤簿が開示資料に相当するので開示してほしい旨主張している。

しかしながら、人事記録と出勤簿は、あくまでも職員の人事管理のために作成しているものであり、留学に関する文書には該当しないと解することが相当である。よって、当該主張は請求範囲の拡大となり、認めることはできない。

４　結論

以上により、本件審査請求については何ら理由がなく、原処分の正当性を覆すものではない。

したがって、本件審査請求については、棄却することとしたい。

第４　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

①　令和８年６月１５日　　諮問の受理
②　同日　　諮問庁から理由説明書を収受
③　同年１１月４日　　審議

第５　審査会の判断の理由

１　本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めており、諮問庁は原

処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

２　本件対象文書の保有の有無について

（１）本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

本件対象文書は、平成１４年当時に有効であった特許庁行政文書管理規程（以下「文書規程」という。）に基づき、留学の報告に関係する文書は、文書規程別表の四の項に掲げる行政文書の区分のうち「（５）職員の勤務の状況が記録されたもの」に該当するとして保存期間を３年、飛行機の搭乗記録等の会計手続に関する文書は、同別表の三の項に掲げる行政文書の区分のうち「（６）予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第２２条に規定する書類又はその写し」に該当するとして保存期間を５年としていたと考えられる。

（２）当審査会において諮問庁から提示を受けて文書規程を確認したところ、本件対象文書の保存期間に係る上記（１）の諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められず、上記第３の２の探索の範囲等も不十分とはいえない。

また、当審査会において諮問書に添付された行政文書開示請求書の写しを確認したところ、「請求する行政文書の名称等」に記載された文言は、本件対象文書の名称と同一であると認められる。そうすると、審査請求人が審査請求書で主張する文書（特定職員の人事記録（甲及び乙））は、留学に関する文書には該当せず、開示請求内容の範囲の拡大であるとする上記第３の３の諮問庁の説明は、不合理とはいえない。

したがって、特許庁において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

３　審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

４　付言

本件は、審査請求から諮問までに約３年４か月が経過しており、「簡易迅速な手続」による処理とはいい難く、また、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に係る審査請求事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

５　本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、特許庁において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

（第２部会）

委員　武藤京子、委員　佐藤郁美、委員　寺田麻佑

別紙　本件対象文書

特定年月日付特定新聞において、宗像特許庁長官が寄稿した、死去した職員の特定職員に対する追悼文が掲載されているが、この死去した職員の特定職員の経歴が特定雑誌特定号の特定記事のなかで次のように記載されているが、

「（記載は省略する。）」、このなかの「２００２年　人事院留学（特定国特定都市）」に関する文書（例えば、人事院留学に関する文書、留学を申請した文書、留学を承認した文書、米国留学のために出国した飛行機の搭乗記録・米国留学から帰国した飛行機の搭乗記録・大学（院）の入学・卒業を実証する文書（入学証明書・卒業証明書等）、特定職員の特定国滞在期間を立証する文書等）。